

医政発0709第7号
令和2年7月9日

各
〔
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（通知）」の
一部改正について

「医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（通知）」（令和2年1月16日付け医政発0116第1号厚生労働省医政局長通知）において、法第5条の2第1項の認定に係る申請様式については、同通知第2の1で「（1）のエからカまでに掲げる事項を記載する申請様式については、追って定める」としていたところです。

今般、別添のとおり様式4を定めましたので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。



政府統計 統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

様式 4

医師少数区域経験認定医師に関する調査 調査票

年齢	20代 / 30代 / 40代 / 50代 / 60代 / 70代 / 80代以上	性別	男 女
出身大学	大学		
出身地	() 都・道・府・県 / 国外 () ※高校等卒業前までに過ごした期間が最も長い場所		
認定に必要な業務を行う直前の勤務地			
() 都・道・府・県 () 市・区・町・村			
認定に必要な業務を行った主な勤務地			
() 都・道・府・県 () 市・区・町・村			
認定に必要な業務を行った直後の勤務地			
() 都・道・府・県 () 市・区・町・村			
<p>従事する診療科名等</p> <p>※1 従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は下欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。</p> <p>※2 該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>01 内科 02 呼吸器内科 03 循環器内科</p> <p>04 消化器内科(胃腸内科) 05 腎臓内科 06 脳神経内科</p> <p>07 糖尿病内科(代謝内科) 08 血液内科 09 皮膚科</p> <p>10 アレルギー科 11 リウマチ科 12 感染症内科</p> <p>13 小児科 14 精神科 15 心療内科</p> <p>16 外科 17 呼吸器外科 18 心臓血管外科</p> <p>19 乳腺外科 20 気管食道外科 21 消化器外科(胃腸外科)</p> <p>22 泌尿器科 23 肛門外科 24 脳神経外科</p> <p>25 整形外科 26 形成外科 27 美容外科</p> <p>28 眼科 29 耳鼻いんこう科 30 小児外科</p> <p>31 産婦人科 32 産科 33 婦人科</p>		

